

**全都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました**

各都道府県労働局に設置されているすべての地方最低賃金審議会は、8月23日までに、平成28年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を答申しました。全国加重平均額は、昨年度から25円引上げの823円。

**平成28年度地域別最低賃金時間額答申状況（円：括弧内は、(27年度/26年度)）**

北海道786 (764/748)	青森716 (695/679)	岩手716 (695/678)	宮城748 (726/710)	秋田716 (695/679)	山形717 (696/680)	福島726 (705/689)	茨城771 (747/729)
栃木775 (751/733)	群馬759 (737/721)	埼玉845 (820/802)	千葉842 (817/798)	東京932 (907/888)	神奈川930 (905/887)	新潟753 (731/715)	富山770 (746/728)
石川757 (735/718)	福井754 (732/716)	山梨759 (737/721)	長野770 (746/728)	岐阜776 (754/738)	静岡807 (783/765)	愛知845 (820/800)	三重795 (771/753)
滋賀788 (764/746)	京都831 (807/789)	大阪883 (858/838)	兵庫819 (794/776)	奈良762 (740/724)	和歌山753 (731/715)	鳥取715 (693/677)	島根718 (696/679)
岡山757 (735/719)	広島793 (769/750)	山口753 (731/715)	徳島716 (695/679)	香川742 (719/702)	愛媛717 (696/680)	高知715 (693/677)	福岡765 (743/727)
佐賀715 (694/678)	長崎715 (694/677)	熊本715 (694/677)	大分715 (694/677)	宮崎714 (693/677)	鹿児島715 (694/678)	沖縄714 (693/677)	全国823 (798/780)

※ 答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、10月1日から10月中旬までに順次発効される予定です。

**● 最低賃金制度とは**

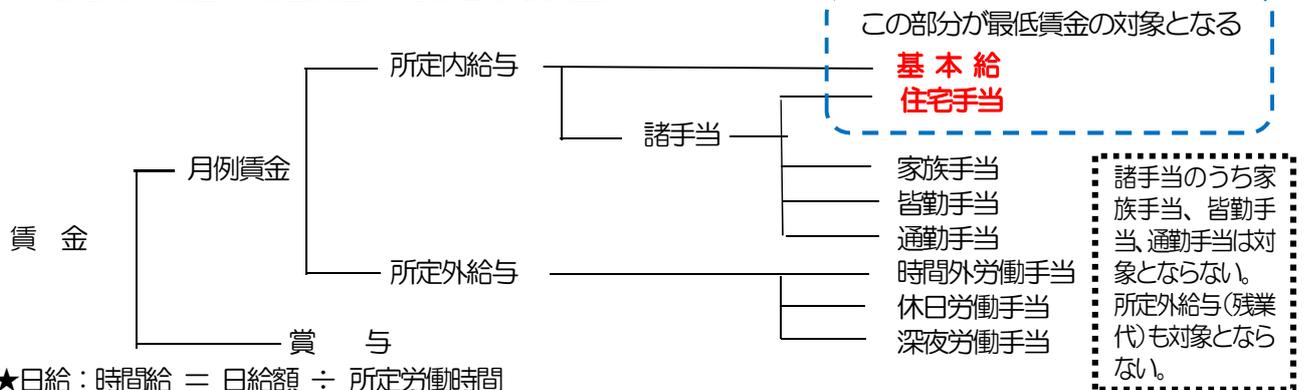
最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。最低賃金には、地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金の2種類があり、地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者（パートタイマー、アルバイト、嘱託等の雇用形態を問いません。）を対象としています。使用者は最低賃金未滿の賃金しか支払わなかった場合には、最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。また、地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、最低賃金法に定める罰則(50万円以下の罰金)により罰せられます。

**● 最低賃金の基礎に算入する賃金**

最低賃金の基礎に算入する賃金については、「最低賃金額との比較にあたって、算入しない賃金」が次の①～⑥のように定められており、したがって、これ以外のものを算入することができます。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

**<月給制の場合の最低賃金の対象となる賃金>**



★日給：時間給 = 日給額 ÷ 所定労働時間

★月給：時間給 = 月給額 ÷ 月の所定労働時間

※月によって所定労働時間が異なる場合：時間給 = 月給額 ÷ 1か月平均所定労働時間（年間所定労働時間 ÷ 12か月）